第1回 逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会-議事録-

日	時	令和5年7月19日(水) 午前10時~	
場	所	県庁別館 2 階 第 3 会議室B	
出席	;者	経営管理部総務局長 経営管理部総務局参事 くらし・環境部廃棄物リサイクル課長 くらし・環境部盛土対策課長 経済産業部森林保全課長 交通基盤部砂防課長 交通基盤部土地対策課長	内藤 信一 清水 大全 片山 広文 望月 満 大川井 敏文 杉本 敏彦 福田 吉宏
議	事	・県の行政対応の再検証作業の実施の経緯等の説明・県の行政対応の再検証に当たって基本姿勢の説明・庁内検証委員会設置要綱の承認・特別委員会から提起された新たな論点の説明・検証の進め方等の説明	

1 開 会 (午前10時開始)

- 2 議事項目(これより内藤総務局長が議事進行を務めた。)
 - ・県の行政対応の再検証作業の実施の経緯等の説明
 - ・県の行政対応の再検証に当たって基本姿勢の説明
 - ・庁内検証委員会設置要綱の承認
 - ・特別委員会から提起された新たな論点の説明
 - ・検証の進め方等の説明

3 議事の内容

○内藤総務局長

定刻になりましたのでただいまから会議を開会いたします。

昨年度、県議会特別委員会から提言のあった、逢初川土石流災害に係る県の行政対応に関する再検証作業について、庁内の検証組織により行うこととしております。

本日はこの検証組織の構成員になられる方にお集まりいただきました。今日の会議は これまでの経緯と、庁内の検証組織を設置する趣旨、検証組織による検証の基本姿勢 等について共通認識を持つことを目的に開催いたします。

それでは、次第に沿って進めます。初めに、次第の1、逢初川土石流災害に係る県の 行政対応の再検証作業の実施経緯について、改めて説明いたします。

1 逢初川土石流災害に係る県の行政対応の再検証作業の実施の経緯等

まず、逢初川土石流災害に係る県と市の行政対応については、令和3年12月にですね、県が設置しました逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会において検証され、昨年の5月、報告書がまとめられました。

その後県議会では、この検証委員会報告書の内容を検証し、県の行政対応の妥当性の評価と、事故の再発を防止し被災者の皆様が安心して生活できる環境の構築などに向けた調査や提言を行うため、昨年10月、逢初川土石流災害検証被災者支援特別委員会が設置されました。

そしてこの特別委員会から、行政対応検証委員会による検証についてですね、森林 法、砂防法など県所管法令が適正に運用されていれば、災害は発生しなかったのでは ないか、そういった観点での検証が不十分ではないかということから、改めて検証すべ きであるという提言がなされました。県所管法令について行政対応検証委員会で取り 扱われてない新たな論点が特別委員会から提起されました。

特別委員会ではですね、この検証方法、再検証の方法についても議論がありまして、 その中で、組織文化の意識を改革していくために自ら総括すべきものであり、まずは当 局がしっかり責任を感じて、検証作業をもう一度行うべきだと。あるいは内部での再検 証を徹底してやるべきであるという趣旨の議論がなされまして、提言の中から第三者に よる再検証という内容が除かれたという経緯があります。

こういったことから、今回、この新たな論点について、まずは県として徹底した内部検証を行うために庁内検証組織を設置することとしたものであります。

○内藤総務局長

次に次第の2、県の行政対応の再検証に当たっての基本姿勢等について説明します。

2 県の行政対応の再検証に当たっての基本姿勢等

特別委員会から、県所管の法令等が適正に運用されていれば、災害が発生しなかったのではないか、そういった観点での行政対応の検証が不十分という指摘を踏まえ、 庁内の検証組織においては、検証対象の法令に係る行政対応について、公文書等から 事実関係等を明らかにし、当時の行政対応を検証するとともに、再発防止に向けて、県 として何ができたかという観点で検証を行ってまいります。

また、特別委員会からは、行政対応検証委員会において議事録が作成されてない会議があったとか、検証委員会の委員と事務局のやりとりなど、検証委員会報告書の調製の過程が分かる資料が廃棄されている、検証の過程がトレースできない点、検証期間が短かったという点など、検証委員会の運営面について厳しい御指摘をいただきました。

そうしたことから、今回設置する庁内の検証組織においては、検証報告書の公表に合わせて、全ての会議資料、会議の議事録、検証の元となる行政対応に関する公文書を公表いたします。庁内検証組織においては、この 2 点を基本姿勢として検証に臨んでまいります。

なお、議事録については、今月5日に開催されました県議会総務委員会において、

全文公開の方がより県民にとって信頼が深いものであるといった御意見をいただいていることから、非開示情報の言い換え、つなぎ言葉や繰り返しの発言の省略、言い間違いなど、必要最小限の修正はいたしますけれども、ほぼ全文で作成し公表することといたします。

ただし、庁内の検証組織における検証作業では、非開示情報を扱うこと、また委員間の率直な意見交換等を担保するために非公開で行うこととし、今申し上げた資料等につきましては、検証報告書と併せて公表することを考えております。

それから検証作業の期間ですが、6月定例会において知事が、検証結果については本年9月定例を目途に県議会に報告する旨の答弁をしております。よって、これに間に合うように作業を進めてまいりたいと考えております。

ただ、今後の2か月間で再検証作業が不十分であるという状況が生じた場合には、 9月定例会では中間的な報告にとどまる可能性もあると考えております。

いずれにしても、検証作業については、この時期にとらわれず、徹底した検証を行うということが最も重要であると考えております。

○内藤総務局長

次に、次第の3、逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会設置要綱案についてであります。お手元の資料で、座席表の次に、設置要綱がありますので御覧ください。 資料4枚目です。

3 逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会設置要綱(案)

まず第1条のとおり、庁内の検証組織の名称につきましては、逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会。略して庁内検証委員会としたいと考えております。

また、第2条、第3条に、先ほど私の方から御説明した検証に当たっての基本姿勢、 それから検証対象を要綱に盛り込むことで根拠を明確にしたいと考えております。

第4条は当委員会の組織について、第5条は当委員会の会議についてで、議事録を作成することも明確にしてございます。第6条は、当委員会の庶務について書いております。第7条はこの要綱に定めがなく必要な事項は、委員長が定める旨の規定であります。

○内藤総務局長

この要綱につきましては、皆様の御意見を伺った上でこの場で決定したいと考えておりますけども、御意見のある方は御発言をお願いします。

よろしいですか。

(一同意見なし)

御意見がないようでしたら、逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会設置要綱は、案のとおり決定し、これをもって庁内検証委員会の設置といたします。

次に次第の4、県議会の逢初川土石流災害検証、被災者支援特別委員会の提言によ

り提起された県所管法令に係る新たな論点についてであります。これについて、清水参事の方から説明をお願いします。

○清水総務局参事

私の方からは、特別委員会の提言により提起された、行政対応検証委員会で取り扱われていない新たな論点等の概要について、御説明させていただきます。

4 逢初川土石流災害検証・被災者支援特別委員会の提言により提起された県所管法令に係る新たな論点

資料にはページを打ってないのですが、6枚目からになります。

6 枚目が提言の概要をまとめたペーパーで、7 枚目以降に提言そのものをつけさせていただいておりますので、詳細につきましては、7 枚目の方を見ていただきたいと思います。先ほどの委員長の説明とダブる部分はあるのですが、この 6 枚目の資料の表の前文の欄に記載されておりますとおり、特別委員会からは、「令和 3 年に県が設置した行政対応検証委員会においては、森林法、砂防法など県所管の法令等が、適正に運用されていれば、災害は発生しなかったのではないか」、「その観点での深掘りがほとんどされておらず、十分な検証がされたものとは言えない」とされております。

この点を踏まえまして、資料の表に記載させていただいておりますとおり、砂防法、森林法、土砂災害防止法、都市計画法、土採取等規制条例、廃棄物処理法について、行政対応検証委員会では取り扱われていない新たな論点が提起をされました。

具体的には、まず、砂防法につきましては、逢初川源頭部とその上流域の砂防指定地の指定について、国からは流域全体を面指定をするように指導されていたという状況があったんですが、県の方では、土採取等規制条例や森林法を適正に運用すれば、治水砂防上的に問題はないという、こういった判断から面指定をしていない状況があるんですが、その判断についてそのエリアの安全性と比較考量したときにそれが妥当であったかどうか。また、県の方は、土採取等規制条例や森林法の網がかかっている場合には、比例原則を考えて、「過剰な規制を住民にかけることがないように」との観点が必要という、そういうところから、これを理由にして、逢初川源頭部とその上流域について砂防法による行為規制を行っていないんですが、「この判断が適切であったかどうか」、これについて検証が必要とされております。

続きまして、森林法につきましては、今回の土石流の発生原因について、資料の一番 最後に、図が添付されているんですが、図を見ていただきますと、この左の上の方に逢 初川源頭部の区域の図があるんですが、これの赤い部分、④の宅地造成と書かれてい るところ、この④の区域からの表流水にこの土石流の発生原因があって、この区域の宅 地造成工事についても検証すべきだ、とされている専門家がいらっしゃるということを 踏まえて、「この区域における宅地造成工事に対する森林法による県の対応が、適正に 行われていたか」、こういった点について、検証が必要とされております。

続きまして、土砂災害防止法につきましては、逢初川流域における土砂災害警戒区域の指定につきまして、2005年から基礎調査が始まって、区域が指定されるまでに7

年の年月を要している状況がございまして、「この 7 年の間に崩落した盛土行為がされてしまったことを考えると、指定までに時間がかかり過ぎているのではないか」、そういったことが見受けられるので、「区域指定までの手続きであるとか、調整が適正に行われたのか」、そういう点について検証が必要とされております。

続きまして、都市計画法につきましては、先ほど御説明した森林法と同様に、今回の 土石流の発生原因について、先ほどの図の④区域からの表流水に原因があると考えら れるので、この区域の宅地造成工事についても検証すべきとする専門家の方がいらっ しゃることを踏まえて、この区域の宅地造成工事に対する都市計画法に係る県の対応、 都市計画法につきましては、平成 18 年度に市の方に権限移譲されているので、県に権 限があった当時の都市計画法に係る県の対応であるとか、市に権限移譲された後の市 への助言など、市に対する県の支援が適正に行われていたか、こういう点について、検 証が必要とされております。

続いて土採取等規制条例につきましては、この条例による規制が、他県の同様の条例と比較すると、その規制の内容に緩い面があったので、そういう面から、問題業者による、本県への土砂の搬入を招いたおそれがあると考えられるというところで、過去において、条例については昨年の7月に厳しい条例を作って、それが施行されている状況があるんですが、「それよりももっと早期に条例の見直しの検討を行うなど、適切な対応が行われていたか」、そういう点について検証する必要があるとされております。

最後に廃棄物処理法につきましては、この資料の最後のページの図の、今度は赤の 斜線ですか、この⑥の区域に持ち持ち込まれた廃棄物の存在が、逢初川の源頭部等へ の木くず等が混じった土砂の搬入を誘発した可能性があるというところから、「この⑥ の区域に持ち込まれた廃棄物への廃棄物処理法による、県の対応が適切であったかど うか」、また、逢初川源頭部に持ち込まれた木くず混じりの土砂については、源頭部から ⑥区域に移動されたということは、確認されているんですが、それがその後、適正に処 理されたかどうかという点については、確認がされていない状況があるので、「木くずを 混ぜた行為者を特定するための調査であるとか、今現在の土地の所有者が、この廃棄 物投棄に関与していたかどうか、そういう点での調査を行っていたかどうか」、そういう ことなど、適切な対応が行われていたかどうかという点について、検証が必要とされて おります。

特別委員会から提起された論点の概要につきましては以上となります。

○内藤総務局長

はい、ありがとうございました。

続いて、次第の5、庁内検証委員会における検証の進め方について説明します。 提言書の後ろから2枚目、検証の進め方という資料を御覧ください。

5 庁内検証委員会における検証の進め方等

まず、1の事実関係等の整理のところです。

まずは、対象法令による規制の目的、手順、制度の内容を整理して、当該法令により

一般的な行政対応を確認する。その上で、県保有の公文書などによりまして、当時の土地改変行為等への各法令による県の行政対応に関する事実関係を時系列で整理していただきます。事実関係の確認が公文書だけでできない場合には、当時の担当職員へのヒアリング等により確認するということをお願いいたします。 次に、2の当時の行政対応の妥当性についての検証でありますけれども、一般的な行政対応と実際の対応を比較して、検証対象の法令に係る行政対応の検証のポイントを、この委員間の意見交換によって精査し、そのポイントを踏まえて、当時の行政対応が妥当であったのか、また、妥当でない場合は、そのような対応をとった理由などを確認するとともに、(その)理由を踏まえて当委員会としての見解をまとめてまいります。

3 の再発防止に向けた検証ですが、検証対象の法令に係る行政対応の事実関係等と、盛土造成に係る行政対応に関する事実関係を比較して、再発防止に向けて県として何かできることがなかったのか、県がすべきだったことは何なのかという観点で、検証のポイントを委員間の意見交換によって精査して、そういうポイントを踏まえて、当委員会としての見解をまとめてまいります。

○内藤総務局長

検証の進め方については以上でありますが、これについて御意見、御質問等ありましたら御発言をお願いします。よろしいですか。

○清水総務局参事

この検証の進め方は、委員長と相談して書いた部分はあるんですが、この3番の再発防止に向けた検証のところで、1で整理した検証対象の法令に係る行政対応の事実関係と、盛土造成、これは一番後ろの図で言うところの①区域に係る行政対応に関する事実関係等を比較し、となっているんですが、これは①区域と、今回検証対象となる行政対応のされた区域についての事実関係とは当然比較するんですが、それだけではなくて、今回検証対象となる区域とした⑥区域とか④区域ですが、④区域、⑥区域における行政対応についても①区域との比較だけでなくて、⑥区域と④区域の比較とか、その他の区域の行政対応等も比較して、それぞれ例えば「④区域でこういうことが起こっていて、⑥区域でこういうことが起こっていたとしたら、④区域に係る対応も踏まえて、⑥区域でこういうことができたんじゃないか」とか、そういう観点でも、検証等を行うようなメージになるのかなと、ちょっと言葉足らずの部分があったものですから、その点、補足させていただければと思います。

○杉本砂防課長

今の話になると、この一番最後のページの①番から⑦番まであるんですけど、それが 全て対象になってくるということか。

○清水総務局参事

ただ今回検証をするのが、④区域と⑥区域の対応になってくるものですから、基本的には、今回再検証する区域における行政対応との比較という形になるのかなと考えてい

るところです。

○内藤総務局長

県議会の特別委員会から論点が明確に示されておりますので、そこのところを検証するということであります。よろしいでしょうか。

それでは次第の 6 番その他ということなんですが、全体を通して委員の皆さんから御 意見等ありましたら御発言をお願いします。

○杉本砂防課長

2 点ちょっと確認させてください。

前回の行政対応の検証委員会というのは、2006年度以降の(行政対応)を対象にやってきたっていうことなんですが、今回は、それはないという、時期的なものは特に考慮しないという形でよろしいんでしょうか。

○内藤総務局長

はい。特別委員会から、先ほど申し上げましたように、特別委員会からの論点はもう明確化されておりまして、ただ、この特別委員会から言われたところも手続きが 2006年以前のものであれば、当然そこを対象にしていくということでございます。

○杉本砂防課長

わかりました。あともう1点ですが、行政対応検証委員会の報告書の中で、具体的に言うとうち(砂防課が所管)の土砂災害防止法の場合は、一部検証していく必要があると思われるという意見がここに書かれているものですから、そういうような案件についても、当然、特に特別委員会からの内容ではない、ここに書かれてないような内容でも、一応この行政対応検証委員会(第三者委員会)で指摘されている検証についての内容は取り上げていくということも考えていいのでしょうか。

○内藤総務局長

議会からは言われてないけども、県の方の検証委員会で再検証すべきであると言われたということですよね。

○杉本砂防課長

はい。そういうようなことが書かれている内容があるので。

○内藤総務局長

はい。それはこの際ですので、そういうことも含めて検証していきたい。

それは検証委員会(第三者委員会)で言われていれば、そこはやはりしっかりやっていきたいと思っています。

○杉本砂防課長 分かりました。

○内藤総務局長

他にはそういうのはないですか。県議会からは言われてないけど、県の検証委員会 (第三者委員会)で、これは再検証するべきですと言われたような事項というのは、他の 法令ではないんですか。そういうものがあれば、そういうものを含めて今回検証してい くことにしたいと思います。

その他はどうでしょうか。

○望月盛土対策課長

公開の仕方なんですけども、フルオープンでっていうことですが、発言者の名前とかは 特定はするんでしょうか。

○内藤総務局長

発言者というのは我々の名前ですか。それはするでしょ。しないの?

○清水総務局参事

そこは検証委員会の中の話し合いであれば、行政対応検証委員会(第三者委員会) でも、発言者の名前は出ていたので、そこはあまり隠さなくてもいいのではないかと考 えています。

(補足)

行政対応検証委員会(第三者委員会)の議事録では、単に「委員」と記されているだけで、発言者の名前は出ていないことを、後日確認した。

○内藤総務局長

そこは伏せることは考えておりません。

○福田土地対策課長

担当職員等へのヒアリングをこれからまた行うこともあり得るということなんですが、 それというのはあくまでもこの検証作業の中で行う必要があると判断された場合に行う ということでいいですか。

○内藤総務局長

そうですね。公文書でしっかり確認できない、よくわからないというものがありましたら、そこは本人に聴き取っていただくと。公文書で確認ができればそれはそれで、そこまではやる必要はないと。

○福田土地対策課長

聴く場合に、今、望月課長からも話があったんですが、名前までという話は。

○内藤総務局長

当時の職員のことですが、もう退職したような人もいますので、その取り扱いについては、「職員Aさん」とかということになるのかもしれないですが、後で検討させていただきたいと思います。

○杉本砂防課長

その他、さっきの話ですけど、この中で議論した中で、必要であればということになってくると、とりあえず、私どもがこの場で検証するための資料を作成し、皆さんに説明して、それでいろいろ議論した中で、もうちょっとここは深堀した方がいいという中で、そのヒアリングが必要ということが、ある意味、そういう中で出てくればという意味合いになってくるのですか。

○内藤総務局長

そうですね。

よろしいでしょうか。意見も出尽くしたようですのでここまでとさせていただきます。 今後、概ね2週間に1回ぐらい集まっていただきまして、検証作業を進めてまいりたい と考えております。

日程につきましては決まりましたら私の方から連絡させていただきます。

それでは各法令を所管している皆さんにおかれましては、資料の準備が非常に大変だと思いますが、これは重要な委員会でありますので、しっかりした検証ができるように御準備をお願いすることを申し上げまして、本日の委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。